

令和 8 年度 答 申 第 1 号
令和 8 年 9 月 1 1 日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子 印

個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 8 年 3 月 1 7 日付け松福障第 2 5 0 3 号をもって諮問のあった個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分を取り消し、改めて開示決定等すべきである。

2 本件審査請求までの経過

(1) 審査請求人は、令和8年1月13日付け保有個人情報開示請求書により、「これ迄、障害福祉課に案件の解決を求めているA氏（X団地在住）に於ける開示の請求。

1. この案件は少なくとも4年以上前から貴職に、解決に向けての報告、状態を訴えているが、全く解決に至っていない故、作為の有無に疑義があり、その時系の開示を求める

2. 私がこれ迄、貴職に報告、他、伝えてきた、時系列の開示の請求。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

(2) 本件開示請求に対して、令和8年1月26日付け保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により、本件処分を行った。

(3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和8年2月2日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件決定通知書の開示内容に関する再審査を求める。

(2) 本件審査請求の理由

1. 本件決定通知書の、開示しない部分及び開示しない理由の欄の文言に、開示請求者ではない者と市の云々は法第78条第1項第2号に基づき開示しないとある。貴職は、この法律を不開示の為の制定と捉えているが、この制定は a. 行政の透明性〔国民の知る権利の優位〕を担保するための法律でもあるのである。b. 但し、個人の情報の侵害に当たる場合には、その限りではない。c. しかし、この法律に関して、生命・健康・財産・環境に於て侵害のある事案の場合には開示が出来るのである。d. そして、貴職は当該者の情報に関わる・請求者以外との関わりは開示出来ないとあるが、その二つの理由と異なる「部分開示」は可能なのであ

る。本件決定通知書の私が報告・進言・苦情を述べた欄は当然の開示である。それに対する横欄は、その対応等の結果の記述面であるが、繰り返し言うが、当該者に関する「個人情報」ではない「申請者・私」への対応記述は開示が出来るのである。[情報公開法第6条・法第79条] 繰り返し述べるが、今般の案件は憲法第13条[個人の生命・健康・環境・他の権利]が脅かされているもので、その状況改善の一策として「新しい権利」・その理由を知る権利として憲法第21条が強く権限行使として与えられているのである。また、それも含め地方自治法では、自治体の存立基本的意義として「市民の幸福増進に努めるもの」とあるのです。

2. この観点を踏まえ、「部分開示」を求めるものである。

3. その求めに応じることが不可であるとするのであれば、上記1の記述への各々の回答を求めるものである。誠実な対応を重ねて求めるものである。

4. 今般、貴職が開示をしたものは、私の報告・進言・苦情のものであるが、その一部が空白となっているがその理由は何でしょうか。令和6年度に三回に亘り課長・補佐等と対面で「質問書」を提出した件です。その確認、再提出を求めるものです。

追記 この間も、当該被害者は日常的に「何をされるのか」と怯えての生活を送らねばならないものなのです。早い対策・解決を求めるものです。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

本件開示請求については、Aに関して市が作成したケース記録のうち、開示請求者ではない者と市のやり取りが記載されている部分については、法第78条第1項第2号に基づき開示しないため、一部開示とした。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

(1) 処分庁は、A氏に関して市が作成したケース記録のうち、審査請求人（開示請求者）ではない者と市のやり取りが記載されている部分については、審査請求人（開示請求者）本人の個人情報ではないとして非開示としているが、審査請求人は、対応記録も開示すべき旨主張している。

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（法第2条第1項第1号）、又は個人識別符号が含まれるもの（同項第2号）をいう。

ここで、「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、住所、生年月日その他の記述等により、特定の個人であると識別することができるものだけでなく、個人の身体、財産、行動記録などに関する情報も、氏名等と一体となって特定の個人を識別できるものであれば、個人情報に該当する。

本件における相談記録は、審査請求人の行動が記録されたものであり、審査請求人の氏名等と一体となって特定の個人を識別できるものであることから、審査請求人の個人情報に該当する。

- (2) ある文書において開示請求の対象となる個人情報が記載されている場合にあっては、当該文書が開示請求者本人に関して作成されたものと認められるときは、原則として、当該文書全体が開示請求の対象となると解すべきである。

そして、法は、特定された文書については、非開示条項に該当する箇所がある場合、その部分を非開示とし、それ以外の部分については、原則開示するものとしている。したがって、特定された文書については、非開示条項該当箇所以外については、開示すべきものと解する。

法は第78条第1項第2号において、開示請求者以外の個人情報を非開示情報としている。本件において、特定された文書は、A氏に関するケース記録であることから、A氏に関する記載箇所、その他の第三者に関する記載箇所については開示請求者以外の個人情報として非開示となる。しかしながら、市が審査請求人に対応した記録の部分については開示請求者以外の個人情報には該当せず、法第78条第1項第2号には該当しない。

- (3) 当審議会においてインカメラ審理を実施したところ、審査請求人からの相談等にかかる市の対応記録についても、法第78条第1項第2号を根拠に非開示としている部分が見受けられた。具体的には、審査請求人への対応について、課内での情報共有や他部署に連絡したことが記載されている箇所、審査請求人から他部署にあった連絡等を記載している箇所などである。

これらの箇所については、上述のとおり、法第78条第1項第2号の開示請求者以外の個人情報に該当することを理由として非開示とした判断は妥当ではなく、かかる箇所を非開示とするのであれば、その他の非開示理

由を示すべきである。しかしながら、当審議会が処分庁に対して意見聴取を行ったところ、具体的な非開示理由は示されなかった。

したがって、対応記録の部分について、氏名等を除いて開示すべきである。(別表参照)

また、特定した文書の中の日付の部分、および、「対応者」の部分についても非開示とした箇所が見受けられるが、これらについても非開示理由が認められないことから、開示すべきと解する。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

			別表
	開示箇所		
	該当セル	開示すべき部分	
	(共通)	・年月日及び対応者氏名	
	結果/3	・1行目	
	会話・対応等の経過/10	・1行目から2行目 ・4行目第1文	
	会話・対応等の経過/22	・4行目16文字目まで	
	会話・対応等の経過/31	・1行目第1文 ・2行目	
	会話・対応等の経過/32	・2行目から4行目の第2文、第3文	
	会話・対応等の経過/33	・3行目 ・4行目第1文	
	会話・対応等の経過/38	・5行目33文字目から7行目	
	結果/39	・3行目から5行目	
	会話・対応等の経過/40	・1行目 ・2行目第1文	
	結果/41	・全行	
	結果/46	・1行目	
	会話・対応等の経過/47	・15行目24文字目から43文字目まで	
	会話・対応等の経過/48	・6行目から7行目24文字目まで	
	会話・対応等の経過/51	・1行目 ・2行目第1文	
	会話・対応等の経過/52	・1行目 ・2行目第1文 ・3行目22文字目から4行目8文字目まで	
	結果/54	・1行目から5行目（括弧書除く）	
	結果/55	・1行目から2行目	
	会話・対応等の経過/56	・1行目 ・2行目第1文	
	会話・対応等の経過/58	・2行目及び5行目	
	会話・対応等の経過/60	・2行目	
	会話・対応等の経過/97	・6行目から7行目	
	会話・対応等の経過/98	・全行	
	会話・対応等の経過/101	・2行目	
	会話・対応等の経過/105	・全行	
	会話・対応等の経過/107	・全行	
	会話・対応等の経過/108	・1行目から2行目	
	会話・対応等の経過/110	・全行	
	会話・対応等の経過/116	・全行	
	会話・対応等の経過/120	・全行	
	会話・対応等の経過/123	・全行	
※該当セルの数字は、開示資料の表におけるタイトル行を除いた、1枚目の上からの位置を示す。			

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 8年 3月23日	諮問書の受理
令和 8年 5月11日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 8年 6月 2日	第2回審議会（審議）
令和 8年 7月 2日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 8年 8月 7日	第4回審議会（審議）
令和 8年 9月11日	第5回審議会（審議）